

排除することができるのみでなく、価格・期限・数量などについても開札に参加した申込者との間において公正な話し合いを行い、諸般の契約条件を勘案の上、契約の相手方を決定することができるので、この方が単なる競争契約より国鉄にとって有利である。

同章第1節公開競争契約においては、申込者の資格、入札の公告、予定価格書、予定価格の決定、入札保証金の納付・返還および取得、入札書の提出、ほかの申込者の代理禁止、開札、無効として取り扱うべき入札、落札者の決定、入札の結果の通知、再度の入札、入札の経過を明かにした調書の作成など、公開競争契約の方法による契約の相手方の決定に必要な事項を規定している。

同章第2節せり売については、近年せり売という契約方式を国鉄において実施した例がないので、その存廃について種々討議されたが、その結果一応存置することとなった。しかしながらその内容は、おおむね従来のものを踏襲している。第3節指名競争契約においては、指名競争契約ができる場合、申込者の指名、入札保証金の免除、第1節公開競争契約に関する条項のうち準用すべき条項の明示など、指名競争契約の方法による契約の相手方の決定に必要な事項を規定している。

第3章公正協議による契約においては、公正協議を行う場合およびその方法、立会者、公正協議の経過を明かにした調書の作成など、公開競争入札または指名競争入札からはいっていきが、必ずしも一番札の者を契約の相手方とせず、開札に参加した申込者との価格・数量そのほかの契約条件についての公正な話し合いにより定めた者を、契約の相手方とするという新しい契約方式に必要な事項を規定している。

第4章随意契約においては、随意契約ができる場合、予定価格の決定・変更、見積書の徴取、見積書の省略、概算契約など国鉄がもっとも自主的に契約の相手方を選定する契約方式としての随意契約に必要な事項を規定している。なおこの随意契約には、実体的には、いわゆる見積合せによる契約と、いわゆる特命契約との2種があり、予定価格が一定金額以下の工事の請負または物品の購入の場合における随意契約は、この見積合せによる契約に該当し、契約の性質または目的が競争を許さない場合、災害による応急工事の請負の場合などにおける随意契約は、おおむね後者の特命契約に該当する。見積合せによる契約の場合は、見積書記載の見積価格が契約の相手方決定のもっとも大きな要素となる点において、指名競争契約に類似し、したがって特命契約こそ本来の意味における随意契約である。以上第2～4章は、契約の相手方決定のための種々な方式と、これらに必要な事項を規定している。

第5章契約の締結においては、前述のような種々の契約方式により契約の相手方が決定した場合において必要な契約書の交換、契約書の省略、請書の提出、契約保証金の納付・免除など契約の締結に必要な事項を規定している。

第6章契約の履行においては、前述のように契約書の交換、請書の受理により契約条件の確認を終った契約の、主としてその成立から履行に至るまでの当事者双方の関連を明かにするため、債務の履行の委任もしくは下請負または債権の譲渡の承認、転貸などの禁止、履行期限の延期および履行遅滞、延滞償金の取得、危険負担、損害の負担、監督、履行提供の届出および検査、受渡しの時期、契約保証金の納付・延納、かし担保責任など契約の履行および効果に関し必要な事項を規定している。このうちかし担保責任のみは、有償契約の場合における売主・請負人などの主要な債務履行後に生ずる問題である。

第7章契約の解除および変更においては、有償解除、無償解除、国鉄の都合による解除、契約解除に伴う既成の工事の目的物などに対する措置、契約の変更および履行の中止、物価などの変動による契約金額の変更、値引採用など契約の解除および変更に関し必要な事項を規定している。

第8章雑則においては、国鉄に対する契約の申込者に周知徹底せしむべき事項は、別にこれを定め公示する旨を明かにしている。物品契約に関しては、新規程にもついで昭和32・2・21日本国有鉄道公示第46号をもって物品契約申込心得が制定公示され、また土地建物の賃貸借契約に関しては、この規程にもついで、昭和32・3・30日本国有鉄道公示第100号をもって土地建物賃貸借契約入札者心得が制定公示され、それぞれ昭和32・4・1から施行されているが、工事契約に関しては目下のところ制定公示されていない。なお、債権債務の相殺についても、第8章において規定している。

### 3 現行規程の要点

(1) 適用範囲 売買・貸借・請負そのほかの契約という点については、国鉄法第49条の範囲と同様である。この場合、民法に掲げられているいわゆる典型契約であると、無名契約ないし混合契約であると問わないことはいうまでもないが、通説としては、雇用契約、労働協約および国鉄を運送人とする運送契約は、これに含まれないと解されている。つぎに双務契約も片務契約も、また有償契約も無償契約も、すべてこの規程で規制しているかといえば、売買・請負・賃貸借など双務・有償契約を主としている。なお国鉄の諸施設には、多くの公物的性格を有するものがあり、これらの貸付契約については、その目的の性質上、その使用および収益に対する対価の收受を約定する場合でも、国鉄としてはいわゆる典型契約としての賃貸借契約の締結を意図しないものがある。したがってこの種の部外貸付については、国鉄においては、使用承認という形式をとっているため、この規程を適用せず、日本国有鉄道土地建物貸付規則(昭和32・3日本国有鉄道公示第99号)および土地建物貸付取扱細則(昭和32・3総裁達第169号)により処理することとなっている(第1条)。

(2) 契約機関 前述の契約の締結について、総裁からあらかじめ権限を受け、またはそのつどこれを委任された職員は、その分掌する事項について、総裁の代理人として、契約の締結・履行・解除そのほか契約に関するいさいの事務を担当するものとし、これを\*契約担当役といい、また契約の締結について、前述の契約担当役からあらかじめ権限を受け、またはそのつど委任された職員は、その分掌する事項について、総裁の代理人として、契約に関する一切の事務を担当するものとし、これを分任契約担当役とよんでいる。国鉄法第48条(会計職員)の規定によれば、総裁により契約を締結する職員として任命された者は、契約の締結に関し、総裁の代理人としての資格で部外者と契約をすることとなっているが、これらの者が、国鉄法第48条の会計職員であることはいうまでもない(第3条)。

(3) 契約方式 契約の相手方を決定する方法の相違により、公開競争契約、せり売、指名競争契約、公正協議による契約および随意契約の5種となっている。これらのうち公開競争契約、せり売および指名競争契約は競争契約であり、そのうち公開競争契約と指名競争契約とは、入札の方法により、契約の相手方を決定するものである。またせり売は、口頭で、他の競争者の面前で、自己の契約条件を提示して競争する契約方式で、これにはせり上げとせり下げとがある。

公正協議による契約は、それが公開競争入札または指名競争